

大阪府警察職員主任等資格認定試験規程（概要）

平成28年3月29日
本部訓令第24号

この訓令は、一般職員の主任及び主席研究員の職に充てる者の資格を認定する試験の実施について必要な事項を定めたもので、

- 認定試験の種別に関する事
- 認定試験の実施に関する事
- 合格者の決定等に関する事
- 合格の取消しに関する事

などの項目からなっている。